

コミュニティ掲示板使用上の注意

令和8年4月現在

1 コミュニティ掲示板の設置目的

コミュニティ掲示板は、広く志木市民に対し公益性のある地域活動の情報を提供することを目的としています（政治、宗教、営利目的などは使用不可）。

2 受付から掲示の手順

現在、志木市内全域にコミュニティ掲示板が設置（別紙参照）されており、使用にあたっては、下記①から④までの手順が必要となります。

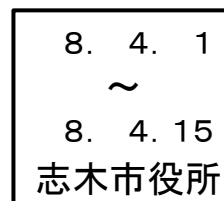
- ① 市民活動推進課に申込書をご提出ください。

受付時間：月～金曜日（午前8時45分～午後4時30分）

- ② 資料として、掲示物を1枚提出していただきます。

- ③ 許可と掲示期間を示す期間印（右記）を押します。

- ④ 下記注意事項に従い掲示してください。



3 注意事項

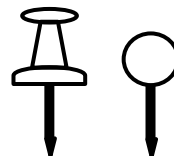
- ① 掲示物の基本サイズは、より多くの情報を整然と掲示し伝えるため、縦A3としています。独自にポスター等を作成する場合は、縦A3サイズ以下でお願いします。

- ② 見る方が違和感を持たぬよう、重ね貼りなどが無いよう貼り方には注意をし、また掲示板周辺に紙片や画鋲などが落ちていないよう美化に努めてください。

- ③ 掲示期間は、さまざまな情報を広く市民の皆さんに提供するため、適正情報期間及び掲示物の耐えうる期間を考慮し、掲示・撤去を含め15日間としています。掲示を行った掲示板を記録するなどし、掲示期間中に必ず全ての掲示物を撤去してください。

- ④ 1期間の掲示物は、1種類とします。

- ⑤ 掲示板ボードの保護、美化に加え、画鋲が落下した際に針が上を向いて起こるケガの防止のために、頭が平らな形の画鋲ではなく、下図のように頭がプラスチック製で大きな形（ダルマ型や丸形）の画鋲にて掲示してください。また、掲示物が剥がれないように、しっかりと画鋲で留めてください（使用する画鋲数の目安：A4の掲示物は5個、A3の掲示物は6個）。



以上、ご協力をお願いします。

問合せ 志木市市民生活部市民活動推進課
電話 048-456-5371